

## 宮崎県私立高等学校等奨学給付金給付要綱

平成26年7月24日  
総合政策部みやざき文化振興課

### (趣旨)

第1条 県は、低所得世帯の私立高等学校等に在学する高校生等の授業料以外の教育に必要な経費負担を軽減するため、予算で定めるところにより、宮崎県私立高等学校等奨学給付金（以下、「給付金」という。）を給付することとし、その給付についてはこの要綱に定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「私立高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下、「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定。以下、「専攻科要綱」という。）第3条に規定する高等学校等専攻科（特別支援学校の専攻科を除く。）のうち、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む）及び地方公共団体でない者が設置する学校をいう。
- (2) 「高校生等」とは、私立高等学校等に在学する生徒をいう。
- (3) 「保護者等」とは、法第3条第2項第3号に規定する保護者等及び専攻科要綱第3条第1項第4号に規定する保護者等（ただし、私立高等学校等に限る。）をいう。
- (4) 「基準日」とは、当該年度の7月1日とする。ただし、秋入学など7月以降に入学することが定められている者については入学日の属する月の翌月の初日とする。

### (対象者)

第3条 給付金の対象となる者は、平成26年4月1日以降に私立高等学校等に入学し、基準日において次のいずれかに該当する高校生等の保護者等（宮崎県内に住所を有する者に限る。）とする。

- (1) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税相当である者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されている者
- (3) 保護者等が、次の事由により、前号に準ずる程度に家計が困窮していると認められる場合
  - ア 勤務する会社等を解雇され若しくは会社等の経営状況の悪化によって、当該年度の収入が激減した場合
  - イ 自らが経営する会社等が破産・倒産若しくは経営状況の悪化によって、当該年度の収入が激減した場合
  - ウ 火災、風水害等により被災し、家計に重大な支障を生じた場合
  - エ 傷病等により、収入が激減した場合

2 前項の規定にかかわらず、高校生等が次の各号のいずれかに該当するときは給付しない。

- (1) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30

日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている者

(2) 法第2条に規定する高等学校等を卒業又は修了した者（私立高等学校専攻科の生徒を除く。）

(給付金の額)

第4条 各保護者等に給付する給付金の額は、別表に定める額とする。

(給付の申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする保護者等は、別に定める申請書類を、高校生等が在学する高等学校等の設置者（以下「設置者」という。）を経由して、知事に申請書類を提出するものとする。ただし、県外の高等学校等に在学する高校生等の保護者等は、郵送等により、直接、申請書類を知事に提出することができる。

(一部給付の早期化)

第6条 給付金の早期給付を希望する場合は、新入生の保護者等に限り、前条の規定に基づき申請に先だって、一部早期給付の申請を行うことができる。

(給付の決定)

第7条 知事は、前2条の規定による申請に基づき、給付を決定したときは宮崎県私立高等学校等奨学給付金給付決定通知書（様式第1号）により、給付しないことを決定したときは宮崎県私立高等学校等奨学給付金不給付決定通知書（様式第2号）により、設置者を経由して、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、第5条ただし書の規定により提出のあった場合は、直接通知するものとする。

(給付金の給付方法)

第8条 給付の回数は、一人の高校生等（私立高等学校専攻科の生徒を除く。）につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しの支援）交付要綱（平成26年4月1日付け文部科学大臣決定）第3条第1項各号のいずれにも該当する場合であり、知事から学び直し支援の受給資格認定を受けている場合は、この回数に1回（通信制の高等学校等に通う高校生等は2回）を加えて給付することができる。なお、私立高等学校専攻科の生徒については、一人の生徒につき年1回、通算2回を加えて給付することができる。

また、第6条の規定により、年度内に給付金を分割して給付された者については、その年度内における給付の回数を1回として取り扱う。

- 2 給付は、保護者等の預金口座等への振込によるものとする。ただし、保護者等は、授業料以外の教育に必要な経費と相殺するため、給付金の受給を設置者に委任することができる。
- 3 本給付金は、基準日現在の状況で確認を行い、その後の世帯状況等の変化、高校生等の休学及び退学等の事由が発生した場合においても追給及び返還（次条の場合を除く。）は行わないものとする。

(給付の取消し及び返還)

第9条 知事は、給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の給付の決定を取り消すことができる。

(1) 給付金の給付申請を辞退したとき

(2) 偽りその他の手段により給付金の給付を受けたとき

(3) その他、給付金を給付することが適当でないとき

2 知事は、前項の規定による取消し又は返還命令を決定したときは、その旨を保護者等に通知するものとし、既に給付を行っている場合は返還を命ずることができる。

3 保護者等は、前項の規定により既に給付を受けた給付金について返還命令を受けたときは、知事が別に指示する方法により給付金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月24日から施行し、平成26年度の宮崎県私立高等学校等奨学給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行し、この要綱による改正後の宮崎県私立高等学校等奨学給付要綱の規定は、平成27年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等奨学給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行し、この要綱による改正後の宮崎県私立高等学校等奨学給付金給付要綱の規定は、平成28年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等奨学給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月7日から施行し、この要綱による改正後の宮崎県私立高等学校等奨学給付金給付要綱の規定は、平成29年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等奨学給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行し、この要綱による改正後の宮崎県私立高等学校等奨学給付金給付要綱の規定は、平成30年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等奨学給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月10日から施行し、この要綱による改正後の宮崎県私立高等学校等奨学給付金給付要綱の規定は、令和元年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等奨学給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月10日から施行し、この要綱による改正後の宮崎県私立高等学校等奨学給付金給付要綱の規定は、令和2年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等奨学給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行し、この要綱による改正後の宮崎県私立高等学校等奨学給付金給付要綱の規定は、令和2年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等奨学給付金から適用する。

別表（第4条関係）

給付対象世帯 (基準日の状況)	区分	支給額 (1人あたり年額)
①生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯	全日制	52,600円
	定時制	
	通信制	
②道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯 (①の世帯を除く)	全日制	103,500円
	定時制	
	通信制	38,100円
	私立高等学校専攻科	38,100円
当該世帯において、15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の高校生等の申請	全日制	138,000円
	定時制	
	通信制	38,100円

※②の世帯に該当する場合において、オンライン学習に係る通信費相当額の支給が必要と認める場合は、1人あたり年額10,000円(月額換算1,000円)を加算して支給する。